

(資料3)

地方法人課税の制度概要

法人住民税の概要

※税収は平成22年度決算額

法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるため課する税である

(平成8年11月政府税制調査会法人課税小委員会報告)

法人住民税

[税収]

都道府県：7,579億円
市町村：19,535億円
合計：27,114億円

均等割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)
市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県：1,464億円 市町村：4,126億円

法人税割 法人税額に応じた負担を求めるもの

[課税標準] 法人税額又は個別帰属法人税額

[税率] 道府県民税：法人税額の5% [法人所得の1.275%相当] (制限税率6%)
市町村民税：法人税額の12.3% [法人所得の3.1365%相当]
(制限税率14.7%)

[税収] 都道府県：6,115億円 市町村：15,409億円

法人住民税均等割の税率

道府県民税均等割は法人の資本金等の額、市町村民税均等割は法人の資本金等の額と従業者数により税率を設定

		道府県民税	市町村民税	
			市町村内に有する事務所等の従業者数の合計数	
			50人超	50人以下
資本金等の額	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	

法人住民税の沿革

昭和25年 シャウプ勧告（法人を住民税の課税対象から除外）

- 法人は住民税を課されるべきでない。株主は住民税のうちの所得的要素によって、配当を受取るとき、または、その株式を売却して譲渡所得を実現するときに課税を受けるであろう。

昭和26年 法人市町村民税を創設

- 法人に対して市町村民税を課税する理由は、法人に対して応益的な見地から附加価値税を課税するのと考え方を一にするものである。法人は企業活動の成果如何にかかわらず土地に対しては地代を、建物に対しては家賃を、資本に対しては利子を、経営に対しては利潤を、労働に対しては賃銀を支払わなければならないと同様に道府県から与えられた利便に対しては附加価値税を納付しなければならない。これと全く同じく法人が市町村にあって事業を行っている以上は必ず市町村の施設の恩恵に浴している筈である。
- 法人に対して、法人税割を課税することにしたのは、法人の利益を個人の段階で把握するよりも、法人税と同様に、「株主の持分に対する大雑把な源泉徴収の一形態」たる法人税割の形式によって課税することが徴収技術上便宜であると考えられたからである。
(地方財政委員会事務局松島五郎・岡田純夫「改正市町村民税解説」)

昭和29年 法人道府県民税を創設

- シャウプ税制によつて一旦廃止された道府県民税を復活することとした理由は、道府県に対し住民が普遍的に負担を分任する税種を与えようとする点にある。
- 市町村民税の法人税割は、市町村間におけるいわゆる偏在の現象が甚しいという意味においても、又その収入が年度間において激変するという意味においても、むしろその一部を道府県税に移す方が合理的であるので、このような措置が採られたのである。
(昭和29年「改正地方税詳解」)

昭和40,41年 税率の引き上げ（法人税率の引き下げに伴う法人税割の減収を回避するため）

昭和45年 法人道府県民税と法人市町村民税の税率調整（都市の税源の充実のため） (市町村民税法人税割 0.2% ↑、道府県民税法人税割 0.2% ↓)

昭和49年 税率の引き上げに伴う税率調整（都市の税源の充実のため） (標準税率を2.6%引き上げ。うち市町村民税法人税割 3% ↑、道府県民税法人税割 0.4% ↓)

昭和56年 税率調整（市町村の税源の充実のため） (市町村民税法人税割 0.2% ↑、道府県民税法人税割 0.2% ↓)

法人住民税収内訳（平成22年度）

（単位：百万円、％）

	都道府県				市区町村					都道府県				市区町村			
	法人均等割		法人税割		法人均等割		法人税割			法人均等割		法人税割		法人均等割		法人税割	
	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア		税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア
北海道	5,048	3.7	13,574	2.6	16,560	4.2	33,808	2.5	滋賀県	1,436	1.0	6,240	1.2	3,878	1.0	15,518	1.2
青森県	1,291	0.9	2,563	0.5	3,224	0.8	6,348	0.5	京都府	2,785	2.0	9,882	1.9	7,731	1.9	24,851	1.9
岩手県	1,443	1.0	2,609	0.5	3,544	0.9	6,519	0.5	大阪府	10,277	7.5	45,672	8.6	32,073	8.1	116,024	8.7
宮城県	3,270	2.4	7,358	1.4	7,624	1.9	18,157	1.4	兵庫県	4,318	3.1	18,317	3.5	14,526	3.7	45,740	3.4
秋田県	1,087	0.8	2,056	0.4	2,658	0.7	5,180	0.4	奈良県	1,083	0.8	2,429	0.5	2,875	0.7	6,100	0.5
山形県	1,167	0.8	2,289	0.4	3,168	0.8	5,718	0.4	和歌山県	1,049	0.8	2,446	0.5	2,454	0.6	6,097	0.5
福島県	1,964	1.4	4,541	0.9	5,593	1.4	11,748	0.9	鳥取県	744	0.5	1,237	0.2	1,579	0.4	3,114	0.2
茨城県	2,743	2.0	10,496	2.0	8,340	2.1	26,214	2.0	島根県	821	0.6	1,588	0.3	1,880	0.5	3,971	0.3
栃木県	2,385	1.7	6,919	1.3	6,193	1.6	17,168	1.3	岡山県	2,277	1.7	6,513	1.2	5,539	1.4	16,201	1.2
群馬県	2,307	1.7	6,866	1.3	6,122	1.5	16,978	1.3	広島県	3,556	2.6	11,484	2.2	9,101	2.3	28,652	2.1
埼玉県	5,450	4.0	20,505	3.9	19,127	4.8	51,070	3.8	山口県	1,446	1.1	4,401	0.8	3,913	1.0	10,987	0.8
千葉県	4,676	3.4	16,795	3.2	15,935	4.0	41,269	3.1	徳島県	874	0.6	3,271	0.6	1,972	0.5	8,214	0.6
東京都	22,370	16.3	150,402	28.4	67,519	17.0	388,662	29.1	香川県	1,666	1.2	4,321	0.8	3,313	0.8	10,752	0.8
神奈川県	7,090	5.2	29,550	5.6	25,065	6.3	74,463	5.6	愛媛県	1,538	1.1	5,200	1.0	3,702	0.9	13,195	1.0
新潟県	2,623	1.9	6,621	1.3	7,195	1.8	16,537	1.2	高知県	807	0.6	1,340	0.3	1,731	0.4	3,348	0.3
富山県	1,393	1.0	3,450	0.7	3,227	0.8	8,740	0.7	福岡県	5,234	3.8	17,012	3.2	15,262	3.8	42,410	3.2
石川県	1,794	1.3	3,681	0.7	3,784	1.0	9,365	0.7	佐賀県	879	0.6	2,384	0.5	2,070	0.5	5,970	0.4
福井県	1,065	0.8	3,128	0.6	2,472	0.6	7,832	0.6	長崎県	1,246	0.9	3,270	0.6	3,068	0.8	7,964	0.6
山梨県	1,189	0.9	3,734	0.7	2,670	0.7	9,269	0.7	熊本県	1,785	1.3	4,127	0.8	4,287	1.1	10,565	0.8
長野県	2,591	1.9	5,866	1.1	7,170	1.8	14,718	1.1	大分県	1,342	1.0	3,154	0.6	3,132	0.8	7,889	0.6
岐阜県	1,990	1.4	6,251	1.2	5,807	1.5	15,692	1.2	宮崎県	1,115	0.8	2,222	0.4	2,634	0.7	5,396	0.4
静岡県	3,916	2.8	14,842	2.8	11,952	3.0	37,117	2.8	鹿児島県	1,672	1.2	3,821	0.7	3,911	1.0	9,375	0.7
愛知県	7,500	5.5	34,811	6.6	23,580	5.9	87,514	6.5	沖縄県	1,264	0.9	3,426	0.6	3,010	0.8	8,495	0.6
三重県	1,872	1.4	6,386	1.2	5,147	1.3	16,277	1.2	合計	137,439	100.0	529,052	100.0	397,319	100.0	1,337,191	100.0

※ 平成22年度決算状況調査より
 ※ 超過課税分は含まない

法人事業税の概要

法人事業税は、事業がその活動を行うに当たって地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を分担すべきであるとの考え方に基づいて、法人の行う事業そのものを課税客体として課する税である
(平成8年11月政府税制調査会法人課税小委員会報告)

※消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設 (平成20年10月1日以後に開始する事業年度から)

法人事業税

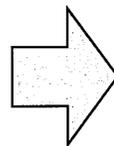
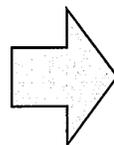
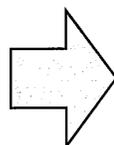
[税込] 22,531億円
※平成22年度実績

(参考) 地方法人特別税
15,486億円
※平成22年度実績
地方法人特別税を加えた額
38,017億円

資本金1億円超の普通法人
(13,592億円)

資本金1億円以下の普通法人や
公益法人など(注1)
(7,101億円)

電気供給業・ガス供給業
・保険業を営む法人
(1,838億円)



地方法人特別税 4.3%相当	所得課税 (所得割)(注2) 2.9% (6,059億円) (本則7.2%)	外形標準課税	付加価値割 0.48% (4,839億円)
			資本割 0.2% (2,693億円)
地方法人特別税 4.3%相当	所得課税(所得割) 5.3%(注2) (本則9.6%)		
地方法人特別税 0.6%相当	収入金額課税(収入割) 0.7% (本則1.3%)		

- (注) 1 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については3.6%の税率が適用される(本則6.6%)
2 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率
※ 税率は、平成20年10月1日以降のもの
※ 制限税率は標準税率の1.2倍
※ 税額は、平成22年度の課税対象法人の調定額を集計した値

※地方法人特別税の税率については「法人事業税所得割の税率」参照

法人事業税所得割の税率

- 資本金又は出資金の額及び法人の種類により税率が異なる
- 地方法人特別税の税率は、外形標準課税対象法人は法人事業税所得割額の148%、それ以外の法人は81%(税込額が制度創設時の地方消費税1%となるよう税率設定)

[括弧内: 地方法人特別税が設けられている間の税率]	資本金又は出資金が1億円超の普通法人 (外形標準課税対象法人)	資本金又は出資金が1億円以下の普通法人、公益法人等、投資法人等	特別法人 (農業協同組合、信用金庫、商工組合、漁業協同組合、医療法人等)
所得のうち400万円以下の金額	3.8% (1.5%)	5% (2.7%)	5% (2.7%)
所得のうち400万円超800万円以下の金額	5.5% (2.2%)	7.3% (4%)	6.6% (3.6%)
所得のうち800万円超の金額	7.2% (2.9%)	9.6% (5.3%)	6.6% (3.6%)

法人事業税の沿革 ①

明治11年 営業税の創設(地方税)

- ・ 地方税規則の制定により府県税とされ、明治27年には府県税収入の5分の1を占める基幹税に
- ・ 明治21年より、市町村が付加税を課税

明治29年 営業税法の公布(地方税→国税に移管)

- ・ 物品販売業等24業種に対して、資本金額、売上金額、建物賃貸価格、従業員数等の外形標準により、国が課税
- ・ 府県・市町村は付加税を課税。これ以外の小営業に対しては従前どおり府県税として課税

大正15年 課税範囲の整備

- ・ 国税の営業税を営業収益税に組換え。法人及び個人の物品販売業等19業種に対し、純益を課税標準として課税
- ・ 府県は付加税を課すとともに、営業収益税の対象とならない理髪業等11業種及び免税点以下の小営業に営業の純益又は営業の収入金額、資本金額、営業用建物の賃貸価格若しくは従業者数を標準として、又は定額をもって営業税を課税

昭和15年 新営業税の創設

- ・ 抜本的税制改正により、国税の営業収益税と地方税の営業税を統合し、新たに法人のすべての営業及び個人の物品販売業等28業種の営業に対して純益を課税標準として課税する営業税(国税)を創設
- ・ 収入額はすべて地方分与税中の還付税として、徴収地の道府県に還付
- ・ 道府県・市町村は附加税を課税

昭和22年 営業税の地方税化(国税→地方税に移管)

- ・ 国税としての営業税を廃止し、道府県の独立税に再編
- ・ 法人及び個人の営業に対し、法人については純益を課税標準として課税
- ・ 市町村は附加税を課税

法人事業税の沿革 ②

昭和23年 営業税の廃止、事業税の創設

- ・ 道府県が法人及び個人が行う事業に対して所得を課税標準として課税する事業税の創設
- ・ 市町村は同率の附加税を課す

昭和25年 シャウプ勧告による附加価値税の創設(昭和27年施行予定→延期)

- ・ 都道府県が企業にある種の税を課することは正当である。というのは、事業および労働者がその地方に存在するために必要となつて来る都道府県施策の経費支払を事業とその顧客が、援助することは当然だからである
- ・ 最善の解決方法は、単に利益だけでなく、利益と利子、賃貸料および給与支払額の合計に課税標準を拡張してこれに税率を適用することである
(昭和24年8月「シャウプ使節団日本税制報告書」)

昭和29年 附加価値税の廃止、事業税の創設(恒久化)

- ・ 赤字事業に対する課税への反発等のため、附加価値税は一度も実施されることなく廃止
- ・ 附加価値税に代え、従来の事業税と特別所得税(※)を統合し、恒久的な制度として事業税を創設
※業務所又は事務所を設けて個人が行う医業、弁護士業、理容業等の特定の業務に対し、所得を課税標準として課税
税率：12% (年50万円を超える所得)

平成10年 税率の引き下げ・課税ベースの適正化(税率1.0%↓)

平成11年 税率の引き下げ(恒久的な減税)(税率1.4%↓)

平成16年 外形標準課税の導入(対象法人の所得割の税率2.4%↓)

平成20年 地方法人特別税の創設

収入金額課税の沿革

	収入金額課税事業	税率
昭和24年度	電気供給業、ガス供給業、運送業	1.0%
昭和25年度		1.6% (昭和25年1～8月は電気供給業、ガス供給業は2.4%)
昭和29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・生命保険事業が新たに加えられた ・運送業のうち地方鉄道事業及び軌道事業以外は所得課税となる(地方鉄道事業でも地方鉄道整備法の規定による補助金を受けたものは所得課税) 	1.5%
昭和30年度	損害保険事業が新たに加えられた	
昭和32年度	地方鉄道事業及び軌道事業が所得課税となった(収入金額課税事業は電気供給業、ガス供給業、生命保険事業、損害保険事業となる)	
平成11年度		1.3%
平成18年度	生命保険事業、損害保険事業に少額短期保険業を加え、保険業と整理される(収入金額課税事業は電気供給業、ガス供給業、保険業となる)	

収入金額課税が導入されている理由について

	電気供給業	ガス供給業	生命保険業	損害保険業	少額短期保険業
課税標準	収入すべき金額－控除すべき金額		収入保険料 × 一定割合(付加保険料率)		
沿革	運送業(昭和31年度まで収入金額課税法人)とともに、昭和24年度に収入金額課税法人に		昭和29年度に収入金額課税法人に追加	昭和30年度に収入金額課税法人に追加	平成18年度に収入金額課税法人に追加
22年度 税額(億円) (超過課税額)	969 (26)	179 (10)	337 (15)	150 (5)	37百万円 (0.9百万円)
所得を用い ずに、収入 金額を課税 標準として いる理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ これらの事業について、課税標準を所得とした場合には、膨大な施設と従業員を有し、都道府県の行政サービスを多く受けているにもかかわらず、それに比較して法人事業税は非常に少額 ⇒ 応益原則である事業税の性格に矛盾 ○ 事業税額は電気又はガスの料金の算定の際に料金の原価に算入されるので、消費者に転嫁することが可能 など 		<ul style="list-style-type: none"> ○ その収入した保険料のほとんどが責任準備金、支払準備金及び契約者配当準備金として損金に算入されること ○ 保険料を運用した結果生ずる受取配当金は、ほとんど益金に算入されないこと など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の企業に比較して社内留保の必要性が高く、営業利益がほとんど出ないこと ○ 投資利益は大部分が配当所得であり、保険料を運用した結果生ずる受取配当金は、ほとんど益金に算入されないこと など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生命保険業及び損害保険業と同様に責任準備金が損金に算入されること ○ 生命保険及び損害保険と同様の商品を取り扱うこと
	⇒ 課税標準を所得とした場合には、その事業規模や活動量等が大きいにもかかわらず、本来負担すべき税額よりも非常に少額の負担				

※ 税額は、平成22年度において調定したもののうち現事業年度に係る金額を記載

法人事業税の税収内訳（平成22年度）

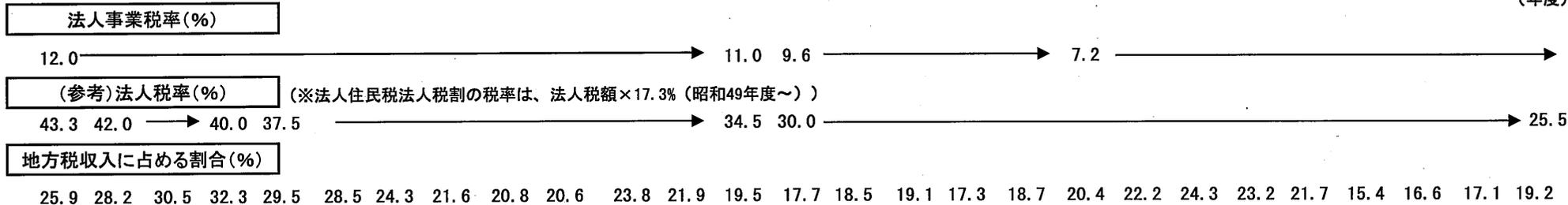
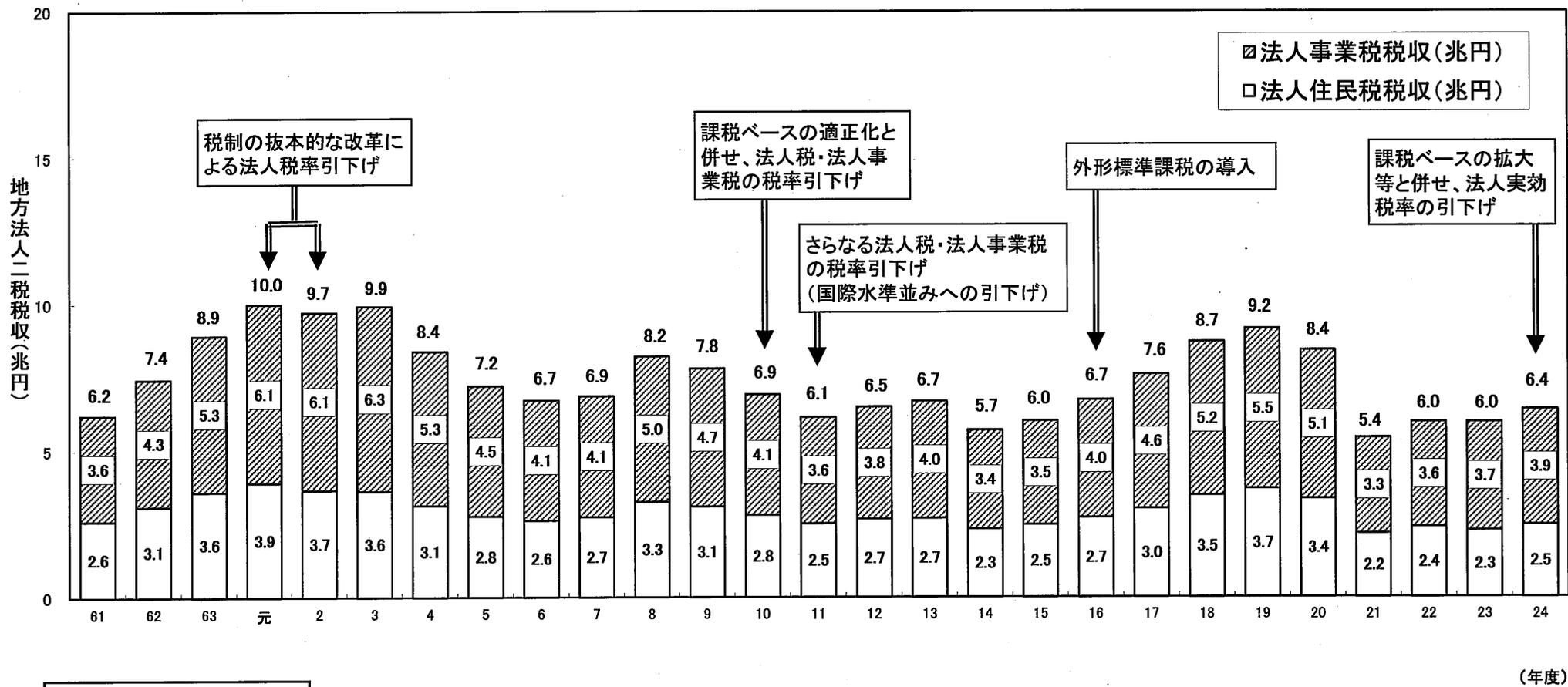
（単位：百万円、％）

	所得割		付加価値割		資本割		収入割	
	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア
北海道	37,497	2.8	12,749	2.6	5,829	2.2	6,641	3.6
青森県	7,473	0.6	2,724	0.6	1,397	0.5	2,670	1.5
岩手県	7,218	0.5	3,144	0.6	1,222	0.5	895	0.5
宮城県	20,165	1.5	8,404	1.7	3,949	1.5	3,744	2.0
秋田県	5,825	0.4	2,130	0.4	1,041	0.4	1,346	0.7
山形県	6,578	0.5	2,597	0.5	1,176	0.4	1,087	0.6
福島県	12,135	0.9	5,268	1.1	2,570	1.0	8,257	4.5
茨城県	26,788	2.0	9,563	2.0	5,241	1.9	4,357	2.4
栃木県	17,818	1.4	7,852	1.6	3,866	1.4	2,946	1.6
群馬県	17,275	1.3	6,526	1.3	3,916	1.5	3,013	1.6
埼玉県	49,798	3.8	18,833	3.9	9,195	3.4	3,813	2.1
千葉県	39,931	3.0	17,103	3.5	9,978	3.7	8,487	4.6
東京都	332,572	25.3	121,065	25.0	83,834	31.1	22,627	12.3
神奈川県	74,193	5.6	35,030	7.2	19,650	7.3	11,011	6.0
新潟県	17,817	1.4	6,104	1.3	2,752	1.0	6,636	3.6
富山県	8,840	0.7	3,202	0.7	2,020	0.7	1,982	1.1
石川県	9,798	0.7	3,439	0.7	1,622	0.6	2,415	1.3
福井県	7,419	0.6	2,272	0.5	940	0.3	4,806	2.6
山梨県	9,195	0.7	2,785	0.6	1,311	0.5	1,908	1.0
長野県	14,888	1.1	6,127	1.3	2,901	1.1	3,371	1.8
岐阜県	17,066	1.3	5,108	1.1	2,381	0.9	3,361	1.8
静岡県	41,043	3.1	15,452	3.2	7,531	2.8	6,302	3.4
愛知県	95,254	7.2	37,249	7.7	16,667	6.2	9,884	5.4
三重県	16,731	1.3	7,515	1.6	3,831	1.4	3,042	1.7

	所得割		付加価値割		資本割		収入割	
	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア	税収	シェア
滋賀県	15,435	1.2	6,246	1.3	3,203	1.2	819	0.4
京都府	26,972	2.0	7,819	1.6	4,285	1.6	4,362	2.4
大阪府	117,430	8.9	40,434	8.4	23,319	8.7	11,318	6.2
兵庫県	48,547	3.7	17,322	3.6	9,129	3.4	7,304	4.0
奈良県	6,282	0.5	2,441	0.5	1,180	0.4	1,086	0.6
和歌山県	6,136	0.5	2,119	0.4	1,218	0.5	1,361	0.7
鳥取県	3,697	0.3	1,215	0.3	703	0.3	820	0.4
島根県	5,274	0.4	954	0.2	265	0.1	2,189	1.2
岡山県	17,524	1.3	5,422	1.1	2,859	1.1	1,927	1.0
広島県	30,770	2.3	9,946	2.1	4,270	1.6	2,972	1.6
山口県	11,214	0.9	4,572	0.9	2,576	1.0	1,945	1.1
徳島県	7,478	0.6	2,190	0.5	1,038	0.4	1,663	0.9
香川県	10,856	0.8	3,334	0.7	1,730	0.6	872	0.5
愛媛県	13,141	1.0	3,570	0.7	1,825	0.7	2,118	1.2
高知県	3,936	0.3	1,044	0.2	573	0.2	908	0.5
福岡県	41,399	3.1	15,031	3.1	8,396	3.1	4,009	2.2
佐賀県	5,802	0.4	1,879	0.4	846	0.3	2,211	1.2
長崎県	7,682	0.6	2,750	0.6	1,032	0.4	1,788	1.0
熊本県	10,444	0.8	3,369	0.7	1,302	0.5	2,019	1.1
大分県	7,966	0.6	2,882	0.6	1,269	0.5	1,751	1.0
宮崎県	5,877	0.4	1,866	0.4	1,003	0.4	2,415	1.3
鹿児島県	9,886	0.8	3,163	0.7	1,324	0.5	1,826	1.0
沖縄県	8,952	0.7	2,131	0.4	1,175	0.4	1,494	0.8
合計	1,316,016	100.0	483,939	100.0	269,340	100.0	183,778	100.0

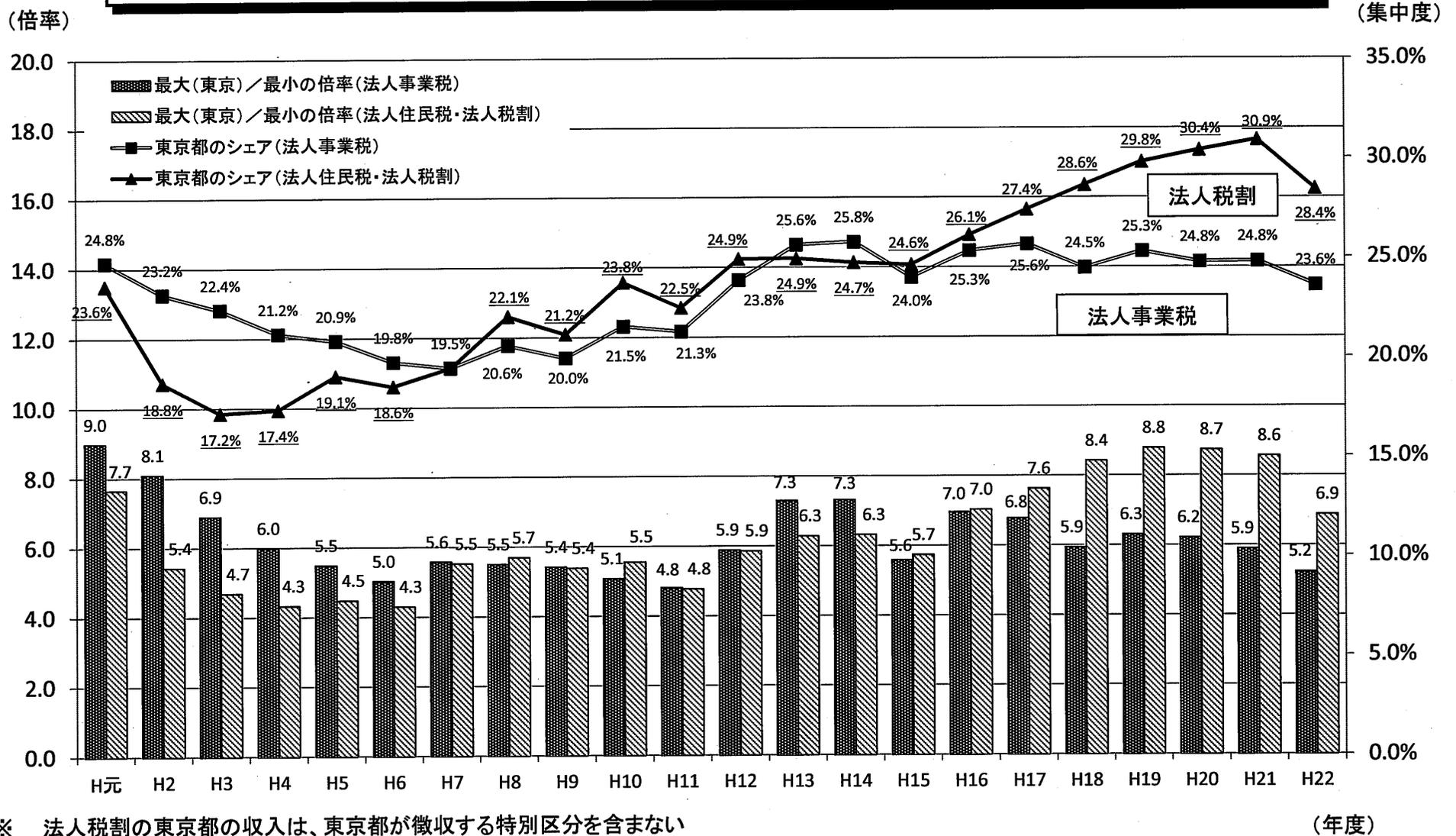
※ 上記数値は平成22年度課税状況調に基づく法人事業税に係る調定額であり、超過課税分を含む

地方法人二税（法人住民税・法人事業税）の税収の推移



※ 平成22年度までは決算額（超過課税分を除く）。平成23年度、平成24年度は地方財政計画額である
 ※ 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意
 ※ 地方法人特別税の創設に伴い、平成20年10月1日以後開始する事業年度以降適用される法人事業税率は下がるが、地方法人特別税を含めた地方法人課税の実効税率は変わらない
 ※ 平成21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税として平成21年度：0.6兆円、平成22年度：1.5兆円、平成23年度：1.6兆円、平成24年度：1.7兆円を加算した額である

地方法人二税(都道府県分)の偏在度の推移



- ※ 法人税割の東京都の収入は、東京都が徴収する特別区分を含まない
- ※ 各年度とも決算値であり、地方法人特別税の税収を加算している。また超過課税分を含まない
- ※ 「最大(東京)／最小の倍率」は、各都道府県の人口1人当たり税収額の最大値(東京)を最小値で割った数値である
- ※ 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による

(年度)